

新指針と有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則との関係

新指針3（対象物質へのばく露を低減させるための措置について）及び4（作業環境測定について）に規定する措置について、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）との適用関係は次のとおり。

1 有機溶剤関係

	有機溶剤業務 (有機則第1条第6号イ～ヲ)	有機溶剤業務以外の業務
有機溶剤 の含有量	有機則の適用及び新指針の対象範囲	新指針の対象範囲
5%超		
1%超	新指針の対象範囲	新指針の対象範囲
1%以下	新指針の対象範囲外	新指針の対象範囲外

※有機溶剤とは、クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、N, N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタンを指す。

2 特定化学物質関係

	製造し、又は取り扱う業務
特定化学 物質の含 有量	特化則の適用及び新指針の対象範囲
5%超	
1%超	新指針の対象範囲
1%以下	新指針の対象範囲外

※特定化学物質とは、パラ-ニトロクロロベンゼンを指す。